令和3年3月浜田市議会定例会議

条例議案新旧対照表

（産業建設委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

１　最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

２　新旧対照表の表記は、次のとおりです。

⑴　左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容

⑵　改正のある条のみ表記

⑶　改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記

⑷　変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条　市長は、○○○○○○○○、<u>●●●●</u>とする。 2　〔略〕	（見出し） 第●条　市長は、○○○○○○○、<u>▲▲▲▲</u>とする。 2　〔略〕

目　次

議案第　9号　浜田市手数料条例の一部を改正する条例について　…　1ページ

議案第20号　浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について　…　33ページ

議案第21号　浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例について　…　34ページ

議案第22号　浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について　…　37ページ

浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
第２条　手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （１）～(52)　省略 [新設]　　[新設] [新設]　　[新設] [新設]　　[新設] [新設]　　[新設]	第２条　手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （１）～(52)　省略 (53)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（次号から第58号まで及び別表第11から別表第15までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（次号から第56号まで及び第58号並びに別表第11から別表第14までにおいて「適合性判定」という。）手数料　別表第11のとおり (54)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第２項の規定による計画の変更の適合性判定手数料　別表第12のとおり (55)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第２項の規定による計画の適合性判定手数料　別表第13のとおり (56)　建築物のエネルギー消費性　別表第14のとおり

現行	改正後（案）
	能の向上に関する法律第13条第３項の規定による計画の変更の適合性判定手数料
［新設］	［新設］
	(57)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第11条の規定による計画の変更が同令第３条の軽微な変更（別表第15において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（別表第15において「書面の交付」という。）手数料　別表第15のとおり
［新設］	［新設］
	(58)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項又は第13条第２項の規定による計画の適合性判定（法第25条第１項若しくは第35条第８項（法第36条第２項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第９項若しくは第54条第８項の規定により適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）を受けた場　別表第16のとおり

現行			改正後（案）		
			合における建築基準法第７条第１項に基づく完了検査又は同法第18条第16項の通知に対する完了検査手数料		
(53)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（次号及び第55号並びに別表第11及び別表第12において「計画」という。）の認定申請手数料（同号に係るものを除く。）	別表第11のとおり		(59)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（次号及び第61号並びに別表第17及び別表第18において「計画」という。）の認定申請手数料（同号に係るものを除く。）	別表第17のとおり	
(54)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第１項の規定による計画の変更の認定申請手数料（次号に係るものを除く。）	別表第12のとおり		(60)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第１項の規定による計画の変更の認定申請手数料（次号に係るものを除く。）	別表第18のとおり	
(55)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第２項（同法第31条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における計画の認定又は変更の認定申請手数料	１件につき	前２号の規定による手数料の額に、当該認定を受けようとする建築物に関連する第29号の規定による手数料の	(61)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第２項（同法第36条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における計画の認定又は変更の認定申請手数料	１件につき	前２号の規定による手数料の額に、当該認定を受けようとする建築物に関連する第29号の規定による手数料の

現行			改正後（案）		
		額（第７条第２項の規定により減額された場合にあっては、減額後の額）、第30号の規定による手数料の額又は第31号の規定による手数料の額（第７条第２項の規定により減額された場合にあっては、減額後の額）を加算した額			額（第７条第２項の規定により減額された場合にあっては、減額後の額）、第30号の規定による手数料の額又は第31号の規定による手数料の額（第７条第２項の規定により減額された場合にあっては、減額後の額）を加算した額
(56) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第36条第１項**の規定による認定申請手数料	**別表第13**のとおり		**(62)** 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第41条第１項**の規定による認定申請手数料	**別表第19**のとおり	
(57) 公簿、公文書の謄本又は抄本の交付（法令又は他の条例に定めのあるものを除く。）	１件につき	300円	**(63)** 公簿、公文書の謄本又は抄本の交付（法令又は他の条例に定めのあるものを除く。）	１件につき	300円
(58) 公簿、公文書の閲覧又は照合（法令又は他の条例に定めのあるものを除く。）	１件につき	300円	**(64)** 公簿、公文書の閲覧又は照合（法令又は他の条例に定めのあるものを除く。）	１件につき	300円

現行	改正後（案）
(59)　消防法（昭和23年法律第186号）及び浜田市火災予防条例（平成17年浜田市条例第255号）の規定に基づく申請手数料　**別表第14**のとおり	**(65)**　消防法（昭和23年法律第186号）及び浜田市火災予防条例（平成17年浜田市条例第255号）の規定に基づく申請手数料　**別表第20**のとおり
(60)　火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく申請手数料　**別表第15**のとおり	**(66)**　火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく申請手数料　**別表第21**のとおり
(61)　高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく申請手数料　**別表第16**のとおり	**(67)**　高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく申請手数料　**別表第22**のとおり
(62)　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく申請手数料　**別表第17**のとおり	**(68)**　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく申請手数料　**別表第23**のとおり
(63)　諸証明　１件につき　300円	**(69)**　諸証明　１件につき　300円
（手数料等の徴収）	（手数料等の徴収）
第３条　手数料は、**前条第57号**に掲げるものにあっては、謄本又は抄本１枚、**同条第58号**に掲げるものにあっては、公簿は１冊、住民票は１世帯、公文書は１事件、**同条第63号**に掲げるものにあっては１事項をもって、それぞれ１件として徴収する。	**第３条**　手数料は、**前条第63号**に掲げるものにあっては、謄本又は抄本１枚、**同条第64号**に掲げるものにあっては、公簿は１冊、住民票は１世帯、公文書は１事件、**同条第69号**に掲げるものにあっては１事項をもって、それぞれ１件として徴収する。
第４条　**第２条第57号及び第63号**に掲げるものであって、多額の費用を要し、この規定により難い場合においては、その都度市長の定めるところにより実費に相当する手数料を徴収	**第４条**　**第２条第63号及び第69号**に掲げるものであって、多額の費用を要し、この規定により難い場合においては、その都度市長の定めるところにより実費に相当する手数料を徴収

現行	改正後（案）
する。 **第５条　～　第６条**　省略 （手数料の減免） **第７条**　次の各号のいずれかに該当するときは、第２条各号（第29号から第33号まで＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に規定する手数料を除く。）に規定する手数料を免除する。 （１）　法令の規定により取り扱うとき。 （２）　国又は他の地方公共団体の機関から交付請求があったとき。 （３）　公費の扶助を受けている者から手数料免除の申出があったとき。 （４）　その他市長が必要と認めるとき。 ２　前項に定めるもののほか、第２条第29号及び第31号から第33号までに規定する手数料について、別に規則で定める場合においては、その額を２分の１に減額する。 （手数料の徴収時期） **第８条　～　第10条**　省略 **附　則** （施行期日） １　この条例は、平成17年10月１日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の浜田市手数料条例（昭和22年浜田市条例第５号）、金城町手数料徴収条例（平成12年金城町条例第３号）、旭町手数料条例（平成12年旭町条例第15号）、弥栄村	する。 **第５条　～　第６条**　省略 （手数料の減免） **第７条**　次の各号のいずれかに該当するときは、第２条各号（第29号から第33号まで**及び第55号から第58号まで**に規定する手数料を除く。）に規定する手数料を免除する。 （１）　法令の規定により取り扱うとき。 （２）　国又は他の地方公共団体の機関から交付請求があったとき。 （３）　公費の扶助を受けている者から手数料免除の申出があったとき。 （４）　その他市長が必要と認めるとき。 ２　前項に定めるもののほか、第２条第29号及び第31号から第33号までに規定する手数料について、別に規則で定める場合においては、その額を２分の１に減額する。 （手数料の徴収時期） **第８条　～　第10条**　省略 **附　則** （施行期日） １　この条例は、平成17年10月１日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の浜田市手数料条例（昭和22年浜田市条例第５号）、金城町手数料徴収条例（平成12年金城町条例第３号）、旭町手数料条例（平成12年旭町条例第15号）、弥栄村

現行	改正後（案）
手数料徴収条例（平成12年弥栄村条例第４号）、三隅町手数料条例（平成９年三隅町条例第10号）（以下これらを「合併前の条例」という。）又は浜田地区広域行政組合手数料条例（平成12年浜田地区広域行政組合条例第５号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、その手数料については、なお合併前の条例の例による。 ３　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。 （多機能端末機を利用して交付する証明書等の交付手数料に係る特例） ４　**第２条第１号又は第63号**の規定にかかわらず、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、個人番号カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。）を利用して交付する証明書等に係る交付手数料は、当分の間、１通又は１件につき200円とする。 **附則**　省略 **［新設］**	手数料徴収条例（平成12年弥栄村条例第４号）、三隅町手数料条例（平成９年三隅町条例第10号）（以下これらを「合併前の条例」という。）又は浜田地区広域行政組合手数料条例（平成12年浜田地区広域行政組合条例第５号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、その手数料については、なお合併前の条例の例による。 ３　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。 （多機能端末機を利用して交付する証明書等の交付手数料に係る特例） ４　**第２条第１号又は第69号**の規定にかかわらず、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、個人番号カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。）を利用して交付する証明書等に係る交付手数料は、当分の間、１通又は１件につき200円とする。 **附則**　省略 **附　則（令和３年３月17日条例第〇号）** **（施行期日）** **１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。** **（経過措置）** **２　この条例による改正後の浜田市手数料条例の規定は、**

現行	改正後（案）
	この条例の施行の日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

現行

別表第９（第２条関係）

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1　一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表及び次表において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合	１件	33,600円（適合証等（技術審査機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第１項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下この表及び次表において「住宅品質確保法」という。）第５条第１項の登録住宅性能評価機関又は建築基準法第77条の21第１項の指定確認検査機関をいう。次表において同じ。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項第１号から第３号までに掲げる基準（次表において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（市長が別に定める基準に適合しているものに限る。次表において同じ。）をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、4,600円）
2　共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表及び次表において同じ。）又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（前項に規定する住宅を除く。）の住戸に係る計画の認定を受けようとする場合（次項の場合を除く。）		
（１）　計画の認定を受けようとする住戸数の合計（以下この表において「認定戸数」という。）が５戸以下のもの	１件	67,900円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
（２）　認定戸数が６戸以上10戸以下のもの	１件	94,100円（適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円）
（３）　認定戸数が11戸以上のもの	１件	132,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）
3　共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（第１項に規定する住宅を除く。）に係る計画の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画及び当該建築物の		第１号から第３号までに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

改正後（案）

別表第９（第２条関係）

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1　一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表及び次表において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合	１件	33,600円（適合証等（技術審査機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第１項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下この表及び次表において「住宅品質確保法」という。）第５条第１項の登録住宅性能評価機関又は建築基準法第77条の21第１項の指定確認検査機関をいう。次表において同じ。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項第１号から第３号までに掲げる基準（次表において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（市長が別に定める基準に適合しているものに限る。次表において同じ。）をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、4,600円）
2　共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表及び次表において同じ。）又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（前項に規定する住宅を除く。）の住戸に係る計画の認定を受けようとする場合（次項の場合を除く。）		
（１）　計画の認定を受けようとする住戸数の合計（以下この表において「認定戸数」という。）が５戸以下のもの	１件	67,900円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
（２）　認定戸数が６戸以上10戸以下のもの	１件	94,100円（適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円）
（３）　認定戸数が11戸以上のもの	１件	132,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）
3　共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（第１項に規定する住宅を除く。）に係る計画の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画及び当該建築物の		第１号から第３号までに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

現行			改正後（案）		
住戸に係る計画の認定を受けようとする場合 （１）　住戸がある場合 ア　総住戸数が５戸以下のもの	１件	67,900円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）	住戸に係る計画の認定を受けようとする場合 （１）　住戸がある場合 ア　総住戸数が５戸以下のもの	１件	67,900円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
イ　総住戸数が６戸以上10戸以下のもの	１件	94,100円（適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円）	イ　総住戸数が６戸以上10戸以下のもの	１件	94,100円（適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円）
ウ　総住戸数が11戸以上のもの	１件	132,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）	ウ　総住戸数が11戸以上のもの	１件	132,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）
（２）　住人が共同で使用する部分（以下この表及び次表において「共用部分」という。）がある場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この表から別表第11まで**及び別表第13**において「省令」という。）第４条第３項第１号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）	１件	107,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）	（２）　住人が共同で使用する部分（以下この表及び次表において「共用部分」という。）がある場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この表から別表第11まで**、別表第17及び別表第19**において「省令」という。）第４条第３項第１号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）	１件	107,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
（３）　住戸部分及び共用部分以外の部分（以下この表及び次表において「非住宅部分」という。）がある場合			（３）　住戸部分及び共用部分以外の部分（以下この表及び次表において「非住宅部分」という。）がある場合		
ア　非住宅部分の床面積の合計が300ｍ^2**以内**のもの	１件	237,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）	ア　非住宅部分の床面積の合計が300ｍ^2**未満**のもの	１件	237,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
イ　非住宅部分の床面積の合計が300ｍ^2**を超え**500ｍ^{2}以内のもの	１件	**372,000円**（適合証等の提出がある場合にあっては、**25,900円**）	イ　非住宅部分の床面積の合計が300ｍ^2**以上**500ｍ^{2}以内のもの	１件	**303,000円**（適合証等の提出がある場合にあっては、**17,500円**）
４　住宅以外の建築物に係る計画の認定を受けようとする場合			４　住宅以外の建築物に係る計画の認定を受けようとする場合		
（１）　床面積の合計が300ｍ^2**以内**のもの	１件	237,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）	（１）　床面積の合計が300ｍ^2**未満**のもの	１件	237,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
（２）　床面積の合計が300ｍ^2**を超え**500ｍ^{2}以内のもの	１件	**372,000円**（適合証等の提出がある場合にあっては、**25,900円**）	（２）　床面積の合計が300ｍ^2**以上**500ｍ^{2}以内のもの	１件	**303,000円**（適合証等の提出がある場合にあっては、**17,500円**）

現行

別表第10（第２条関係）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1　一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	１件	16,800円（変更後の計画に係る適合証等（計画の変更の認定を受けようとする計画について技術審査機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、2,300円）
2　共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（前表第１項に規定する住宅を除く。）の住戸に係る計画の変更の認定を受けようとする場合（次項の場合を除く。）		
（１）　計画の変更の認定を受けようとする住戸数の合計（以下この表において「変更認定戸数」という。）が５戸以下のもの	１件	前表第２項第１号に定める額の２分の１の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において同じ。）
（２）　変更認定戸数が６戸以上10戸以下のもの	１件	前表第２項第２号に定める額の２分の１の額
（３）　変更認定戸数が11戸以上のもの	１件	前表第２項第３号に定める額の２分の１の額
3　共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（前表第１項に規定する住宅を除く。）に係る計画の変更の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画の変更及び当該建築物の住戸に係る計画の変更の認定を受けようとする場合		第１号から第４号までに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
（１）　計画の変更に係る住戸がある場合（住戸の増加に係る部分を除く。）		
ア　計画の変更に係る住戸数（以下この表において「変更に係る住戸数」という。）が５戸以下のもの	１件	前表第３項第１号アに定める額の２分の１の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下この号において同じ。）
イ　変更に係る住戸数が６戸以上10戸以下のもの	１件	前表第３項第１号イに定める額の２分の１の額
ウ　変更に係る住戸数が11戸以	１件	前表第３項第１号ウに定める額の２分の

改正後（案）

別表第10（第２条関係）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1　一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	１件	16,800円（変更後の計画に係る適合証等（計画の変更の認定を受けようとする計画について技術審査機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、2,300円）
2　共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（前表第１項に規定する住宅を除く。）の住戸に係る計画の変更の認定を受けようとする場合（次項の場合を除く。）		
（１）　計画の変更の認定を受けようとする住戸数の合計（以下この表において「変更認定戸数」という。）が５戸以下のもの	１件	前表第２項第１号に定める額の２分の１の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において同じ。）
（２）　変更認定戸数が６戸以上10戸以下のもの	１件	前表第２項第２号に定める額の２分の１の額
（３）　変更認定戸数が11戸以上のもの	１件	前表第２項第３号に定める額の２分の１の額
3　共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（前表第１項に規定する住宅を除く。）に係る計画の変更の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画の変更及び当該建築物の住戸に係る計画の変更の認定を受けようとする場合		第１号から第４号までに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
（１）　計画の変更に係る住戸がある場合（住戸の増加に係る部分を除く。）		
ア　計画の変更に係る住戸数（以下この表において「変更に係る住戸数」という。）が５戸以下のもの	１件	前表第３項第１号アに定める額の２分の１の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下この号において同じ。）
イ　変更に係る住戸数が６戸以上10戸以下のもの	１件	前表第３項第１号イに定める額の２分の１の額
ウ　変更に係る住戸数が11戸以	１件	前表第３項第１号ウに定める額の２分の

現行			改正後（案）		
上のもの		１の額	上のもの		１の額
（２） 計画の変更に係る住戸がある場合（住戸の増加に係る部分に限る。）			（２） 計画の変更に係る住戸がある場合（住戸の増加に係る部分に限る。）		
ア 計画の変更により増加する住戸数が５戸以下のもの	１件	67,900円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）	ア 計画の変更により増加する住戸数が５戸以下のもの	１件	67,900円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
イ 計画の変更により増加する住戸数が６戸以上10戸以下のもの	１件	94,100円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円）	イ 計画の変更により増加する住戸数が６戸以上10戸以下のもの	１件	94,100円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円）
ウ 計画の変更により増加する住戸数が11戸以上のもの	１件	132,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）	ウ 計画の変更により増加する住戸数が11戸以上のもの	１件	132,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）
（３） 計画の変更に係る共用部分がある場合（省令第４条第３項第１号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）	１件	107,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）	（３） 計画の変更に係る共用部分がある場合（省令第４条第３項第１号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）	１件	107,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
（４） 計画の変更に係る非住宅部分がある場合			（４） 計画の変更に係る非住宅部分がある場合		
ア 計画の変更に係る非住宅部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の２分の１の面積と当該計画の変更に係る非住宅部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「変更に係る非住宅部分の床面積の合計」という。）が300ｍ^2**以内**のもの	１件	237,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）	ア 計画の変更に係る非住宅部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の２分の１の面積と当該計画の変更に係る非住宅部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「変更に係る非住宅部分の床面積の合計」という。）が300ｍ^2**未満**のもの	１件	237,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
イ 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300ｍ^2**を超え**500ｍ^{2}以内のもの	１件	**372,000円**（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、**25,900円**）	イ 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300ｍ^2 **以上**500ｍ^{2}以内のもの	１件	**303,000円**（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、**17,500円**）
４ 住宅以外の建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合			４ 住宅以外の建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合		
（１） 計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の２分の１の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300ｍ^2**以内**のもの	１件	237,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）	（１） 計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の２分の１の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300ｍ^2**未満**のもの	１件	237,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）

現行			改正後（案）		
（２）　変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ^2**を超え**500ｍ^{2}以内のもの	１件	**372,000円**（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、**25,900円**）	（２）　変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ^2　**以上**500ｍ^{2}以内のもの	１件	**303,000円**（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、**17,500円**）

現行	改正後（案）
[新設]	別表第11（第２条関係） 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（民間建築物）

区分	単位	手数料の額
１　計画の適合性判定を受けようとする建築物について省令第１条第１項第１号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（別表第12から別表第15まで及び別表第19において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合		
（１）　当該建築物が非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分（以下この表から別表第15までにおいて「工場等部分」という。）を除く。以下この表から別表第16までにおいて同じ。）を有する場合（第３号の場合を除く。）		
ア　非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第８号）第４条第１項に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）の合計が300ｍ²未満のもの	１件	224,000円
イ　非住宅部分の床面積の合計が300ｍ²以上500ｍ²以内のもの	１件	276,000円
（２）　当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		

現行	改正後（案）
	ア　工場等部分の床面積の合計が300m²未満のもの　1件　23,000円 イ　工場等部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの　1件　30,000円 （３）　当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合　1件　前２号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第１号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
	２　計画の適合性判定を受けようとする建築物について省令第１条第１項第１号ロの基準（以下この表から別表第15まで及び別表第19において「モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合 （１）　当該建築物が非住宅部分を有する場合（第３号の場合を除く。） ア　非住宅部分の床面積の合計が300m²未満のもの　1件　86,000円 イ　非住宅部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの　1件　108,000円 （２）　当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。） ア　工場等部分の床面積の合計が300m²未満のもの　1件　19,000円 イ　工場等部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの　1件　26,000円 （３）　当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合　1件　前２号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第１号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

現行	改正後（案）
[新設]	別表第12（第２条関係） 建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料（民間建築物）

区分	単位	手数料の額
１　計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
（１）　当該建築物が非住宅部分を有する場合（第３号の場合を除く。）		
ア　非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の２分の１の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表及び別表第14において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300ｍ²未満のもの	１件	224,000円
イ　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²以上500ｍ²以内のもの	１件	276,000円
（２）　当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²未満のもの	１件	23,000円
イ　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²以上500ｍ²以内のもの	１件	30,000円
（３）　当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	１件	前２号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第１号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
２　計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合		

現行	改正後（案）
	（１）　当該建築物が非住宅部分を有する場合（第３号の場合を除く。） ア　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²未満のもの　１件　86,000円 イ　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²以上500ｍ²以内のもの　１件　108,000円 （２）　当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。） ア　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²未満のもの　１件　19,000円 イ　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²以上500ｍ²以内のもの　１件　26,000円 （３）　当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合　１件　前２号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第１号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

現行	改正後（案）
[新設]	別表第13（第２条関係） 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（公共建築物）

区分	単位	手数料の額
１　計画の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
（１）　当該建築物が非住宅部分を有する場合（第３号の場合を除く。）		
ア　非住宅部分の床面積の合計が300ｍ²未満のもの	１件	224,000円
イ　非住宅部分の床面積の合計が300ｍ²以上500ｍ²以内のもの	１件	276,000円
（２）　当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア　工場等部分の床面積の合計が300ｍ²未満のもの	１件	23,000円
イ　工場等部分の床面積の合計が300ｍ²以上500ｍ²以内のもの	１件	30,000円
（３）　当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	１件	前２号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第１号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
２　計画の適合性判定を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
（１）　当該建築物が非住宅部分を有する場合（第３号の場合を除く。）		
ア　非住宅部分の床面積の合計が300ｍ²未満のもの	１件	86,000円
イ　非住宅部分の床面積の合計が300ｍ²以上500ｍ²以内のもの	１件	108,000円
（２）　当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア　工場等部分の床面積の合計	１件	19,000円

現行	改正後（案）
	が300ｍ²未満のもの イ　工場等部分の床面積の合計が300ｍ²以上500ｍ²以内のもの　1件　26,000円 （３）　当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合　1件　前２号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第１号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

現行	改正後（案）
[新設]	別表第14（第２条関係） 建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料（公共建築物）

区分	単位	手数料の額
１　計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
（１）　当該建築物が非住宅部分を有する場合（第３号の場合を除く。）		
ア　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²未満のもの	１件	224,000円
イ　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²以上500ｍ²以内のもの	１件	276,000円
（２）　当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²未満のもの	１件	23,000円
イ　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²以上500ｍ²以内のもの	１件	30,000円
（３）　当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	１件	前２号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第１号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
２　計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
（１）　当該建築物が非住宅部分を有する場合（第３号の場合を除く。）		
ア　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²未満のもの	１件	86,000円
イ　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が	１件	108,000円

現行	改正後（案）
	300ｍ²以上500ｍ²以内のもの （２）　当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。） ア　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²未満のもの　１件　19,000円 イ　工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²以上500ｍ²以内のもの　１件　26,000円 （３）　当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合　１件　前２号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第１号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

現行	改正後（案）
[新設]	別表第15（第２条関係） 建築物エネルギー消費性能適合性判定における軽微変更書面交付手数料

区分	単位	手数料の額
１　書面の交付を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
（１）　当該建築物が非住宅部分を有する場合（第３号の場合を除く。）		
ア　非住宅部分の計画の軽微な変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の２分の１の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300ｍ²未満のもの	１件	224,000円
イ　非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²以上500ｍ²以内のもの	１件	276,000円
（２）　当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア　工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²未満のもの	１件	23,000円
イ　工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300ｍ²以上500ｍ²以内のもの	１件	30,000円
（３）　当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	１件	前２号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第１号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
２　書面の交付を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
（１）　当該建築物が非住宅部分を有する場合（第３号の場合を		

現行	改正後（案）
	除く。） ア　非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300m²未満のもの　1件　86,000円 イ　非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの　1件　108,000円 （２）　当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。） ア　工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300m²未満のもの　1件　19,000円 イ　工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの　1件　26,000円 （３）　当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合　1件　前２号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第１号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

現行	改正後（案）
[新設]	別表第16（第２条関係） 建築物エネルギー消費性能適合性判定における完了検査手数料

区分	単位	手数料の額
１　非住宅部分の床面積の合計が300m²未満のもの	１件	10,000円
２　非住宅部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの	１件	16,000円

現行

別表第11（第２条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1　申請建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第29条第３項**に規定する申請建築物をいう。以下この表において同じ。）についての計画の認定を受ける場合		
（１）　計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表から**別表第13**までにおいて同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から**別表第13**までにおいて同じ。）を有しないものをいう。以下この表から**別表第13**までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第１条第１項第１号に規定する複合建築物をいう。以下この表から**別表第13**までにおいて同じ。）である場合		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはウに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはア又はイ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
ア　当該建築物の非住宅部分について省令第10条第１号イ（１）及び同号ロ（１）に規定する基準＿＿＿＿＿＿＿＿（次表において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合		
（ア）　非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	１件	224,000円（非住宅誘導基準適合証（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第１項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び**別表第13**において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上

改正後（案）

別表第17（第２条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1　申請建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第34条第３項**に規定する申請建築物をいう。以下この表において同じ。）についての計画の認定を受ける場合		
（１）　計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表から**別表第19**までにおいて同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から**別表第19**までにおいて同じ。）を有しないものをいう。以下この表から**別表第19**までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第１条第１項第１号に規定する複合建築物をいう。以下この表から**別表第19**までにおいて同じ。）である場合		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはウに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはア又はイ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
ア　当該建築物の非住宅部分について省令第10条第１号イ（１）及び同号ロ（１）に規定する基準**並びに同号ただし書に規定する方法**（次表において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合		
（ア）　非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	１件	224,000円（非住宅誘導基準適合証（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第１項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び**別表第19**において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上

現行			改正後（案）		
		に関する法律**第30条第１項各号**（同法**第31条第２項**において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）			に関する法律**第35条第１項各号**（同法**第36条第２項**において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
（イ）　非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	１件	**357,000円**（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、**26,000円**）	（イ）　非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	１件	**276,000円**（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、**16,000円**）
イ　当該建築物の非住宅部分について省令第10条第１号イ（２）及び同号ロ（２）に規定する基準（次表において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合			イ　当該建築物の非住宅部分について省令第10条第１号イ（２）及び同号ロ（２）に規定する基準（次表において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合		
（ア）　非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	１件	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）	（ア）　非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	１件	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）
（イ）　非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	１件	**142,000円**（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、**26,000円**）	（イ）　非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	１件	**108,000円**（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、**16,000円**）
ウ　当該建築物の住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する住宅部分をいう。）（住宅部分のうち住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分）（以下この表から**別表第13**までにおいて単に「住宅部分」という。）について評価を行う場合			ウ　当該建築物の住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する住宅部分をいう。）（住宅部分のうち住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分）（以下この表から**別表第19**までにおいて単に「住宅部分」という。）について評価を行う場合		
（ア）　住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	１件	67,000円（住宅誘導基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（**別表第13**において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第30条第１項各号**（同法**第31条第２項**において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出が	（ア）　住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	１件	67,000円（住宅誘導基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（**別表第19**において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第35条第１項各号**（同法**第36条第２項**において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出が

現行			改正後（案）		
		ある場合にあっては、10,000円）			ある場合にあっては、10,000円）
（イ） 住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	114,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）	（イ） 住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	114,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
（2） 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。次表及び**別表第13**において同じ。）の場合			（2） 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。次表及び**別表第19**において同じ。）の場合		
ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	34,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）	ア 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	34,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
イ 床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの	1件	37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）	イ 床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの	1件	37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
2 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第29条第３項**に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合		申請建築物及び他の建築物について、1件ごとに前項第１号又は第２号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額	2 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第34条第３項**に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合		申請建築物及び他の建築物について、1件ごとに前項第１号又は第２号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

現行

別表第12（第２条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1　計画に記載されている建築物について変更する場合		変更する建築物について、１件ごとに第１号ア又はイに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
（１）　計画の変更の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはウに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはア又はイ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
ア　当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
（ア）　非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の２分の１の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300㎡未満のもの	１件	224,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）
（イ）　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	１件	**357,000円**（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、**26,000円**）
イ　当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
（ア）　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の	１件	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）

改正後（案）

別表第18（第２条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1　計画に記載されている建築物について変更する場合		変更する建築物について、１件ごとに第１号ア又はイに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
（１）　計画の変更の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはウに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはア又はイ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
ア　当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
（ア）　非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の２分の１の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300㎡未満のもの	１件	224,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）
（イ）　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	１件	**276,000円**（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、**16,000円**）
イ　当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
（ア）　非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の	１件	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）

現行			改正後（案）		
合計が300㎡未満のもの （イ） 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	**142,000円**（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、**26,000円**）	合計が300㎡未満のもの （イ） 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	**108,000円**（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、**16,000円**）
ウ 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合			ウ 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合		
（ア） 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	67,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）	（ア） 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1件	67,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
（イ） 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	114,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）	（イ） 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1件	114,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
（2） 計画の変更の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合			（2） 計画の変更の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合		
ア 計画の変更に係る床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	17,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）	ア 計画の変更に係る床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	17,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
イ 計画の変更に係る床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの	1件	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）	イ 計画の変更に係る床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの	1件	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
2 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合		追加する建築物について、1件ごとに**前項第1号又は第2号**に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額	2 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合		追加する建築物について、1件ごとに**前表第1項第1号又は第2号**に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
3 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合		変更する建築物について第1項の規定により算出した額に、追加する建築物について前項の規定により算出した額を合算した額	3 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合		変更する建築物について第1項の規定により算出した額に、追加する建築物について前項の規定により算出した額を合算した額

現行

別表第13（第２条関係）

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1　認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物にあっては第１号又は第２号に規定する手数料の額、共同住宅等にあっては第３号、第４号又は第５号に規定する手数料の額、複合建築物にあっては第１号又は第２号及び第３号、第４号又は第５号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
（１）　当該建築物の非住宅部分について**省令第１条第１項第１号イに規定する基準**を用いて評価を行う場合		
ア　非住宅部分の床面積の合計が300m²未満のもの	１件	224,000円（非住宅基準適合証等（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
イ　非住宅部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの	１件	**357,000円**（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、**26,000円**）
（２）　当該建築物の非住宅部分について**省令第１条第１項第１号ロに規定する基準**を用いて評価を行う場合		
ア　非住宅部分の床面積の合計が300m²未満のもの	１件	86,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
イ　非住宅部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの	１件	**142,000円**（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、**26,000円**）
（３）　当該建築物の住宅部分について省令第１条第１項第２号イ（１）及び同号ロ（１）に規定する基準（以下この表において「性能基準」という。）を用いて評価を行う場合		
ア　住宅部分の床面積の合計が300m²未満のもの	１件	67,000円（住宅基準適合証等（登録住宅性能評価機関が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条

改正後（案）

別表第19（第２条関係）

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1　認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物にあっては第１号又は第２号に規定する手数料の額、共同住宅等にあっては第３号、第４号又は第５号に規定する手数料の額、複合建築物にあっては第１号又は第２号及び第３号、第４号又は第５号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
（１）　当該建築物の非住宅部分について**標準入力法等基準**を用いて評価を行う場合		
ア　非住宅部分の床面積の合計が300m²未満のもの	１件	224,000円（非住宅基準適合証等（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
イ　非住宅部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの	１件	**276,000円**（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、**16,000円**）
（２）　当該建築物の非住宅部分について**モデル建物法基準**を用いて評価を行う場合		
ア　非住宅部分の床面積の合計が300m²未満のもの	１件	86,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
イ　非住宅部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの	１件	**108,000円**（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、**16,000円**）
（３）　当該建築物の住宅部分について省令第１条第１項第２号イ（１）及び同号ロ（１）に規定する基準（以下この表において「性能基準」という。）を用いて評価を行う場合		
ア　住宅部分の床面積の合計が300m²未満のもの	１件	67,000円（住宅基準適合証等（登録住宅性能評価機関が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条

現行			改正後（案）		
		第１項第３号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）			第１項第３号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
イ　住宅部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの	１件	114,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）	イ　住宅部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの	１件	114,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
（４）　当該建築物の住宅部分について省令第１条第１項第２号イ（２）（ｉｉ）及び同号ロ（２）に規定する基準を用いて評価を行う場合			（４）　当該建築物の住宅部分について省令第１条第１項第２号イ（２）（ｉｉ）及び同号ロ（２）に規定する基準を用いて評価を行う場合		
ア　住宅部分の床面積の合計が300m²未満のもの	１件	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）	ア　住宅部分の床面積の合計が300m²未満のもの	１件	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
イ　住宅部分の床面積の合計が300m²以上500㎡以内のもの	１件	56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）	イ　住宅部分の床面積の合計が300m²以上500㎡以内のもの	１件	56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
（５）　当該建築物の住宅部分について省令第１条第１項第２号イ（３）及び同号ロ（３）に規定する基準（以下この表において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合			（５）　当該建築物の住宅部分について省令第１条第１項第２号イ（３）及び同号ロ（３）に規定する基準（以下この表において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合		
ア　住宅部分の床面積の合計が300m²未満のもの	１件	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）	ア　住宅部分の床面積の合計が300m²未満のもの	１件	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
イ　住宅部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの	１件	56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）	イ　住宅部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの	１件	56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
２　認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で性能基準を用いて評価を行う場合			２　認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で性能基準を用いて評価を行う場合		
（１）　床面積の合計が200m²未満のもの	１件	34,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）	（１）　床面積の合計が200m²未満のもの	１件	34,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
（２）　床面積の合計が200m²以上500m²以内のもの	１件	37,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）	（２）　床面積の合計が200m²以上500m²以内のもの	１件	37,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
３　認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で省令第１条第１項第２号イ（２）（ｉ）及び同号ロ（２）に規定する基準を用いて評価を行う場合			３　認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で省令第１条第１項第２号イ（２）（ｉ）及び同号ロ（２）に規定する基準を用いて評価を行う場合		
（１）　床面積の合計が200m²未満のもの	１件	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）	（１）　床面積の合計が200m²未満のもの	１件	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

現行		
（２） 床面積の合計が200ｍ²以上500㎡以内のもの	１件	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
4 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で仕様基準を用いて評価を行う場合		
（１） 床面積の合計が200ｍ²未満のもの	１件	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
（２） 床面積の合計が200ｍ²以上500ｍ²以内のもの	１件	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

別表第14 省略
別表第15 省略
別表第16 省略
別表第17 省略

改正後（案）		
（２） 床面積の合計が200ｍ²以上500㎡以内のもの	１件	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
4 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で仕様基準を用いて評価を行う場合		
（１） 床面積の合計が200ｍ²未満のもの	１件	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
（２） 床面積の合計が200ｍ²以上500ｍ²以内のもの	１件	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

別表第20 省略
別表第21 省略
別表第22 省略
別表第23 省略

浜田駅関連施設条例（平成21年浜田市条例第29号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（目的及び設置） 第1条　浜田駅の利便性の向上を図るとともに、駅周辺のにぎわいづくりと魅力ある地域づくりに資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田駅関連施設（以下「駅関連施設」という。）を浜田市浅井町**777番地1**に設置する。 （施設） 第2条　駅関連施設に次の施設を置く。 **(1)　市民サロン** 〔新設〕 **(2)**　〔略〕 **(3)**　〔略〕 （開館時間等及び休館日等） 第3条　駅関連施設の開館時間又は開場時間及び休館日又は休場日は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日若しくは休場日を設けることができる。 **(1)　市民サロン** **ア　開館時間　午前7時から午後10時まで** **イ　休館日　無休** 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 **(2)**　〔略〕 **(3)**　〔略〕	（目的及び設置） 第1条　浜田駅の利便性の向上を図るとともに、駅周辺のにぎわいづくりと魅力ある地域づくりに資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田駅関連施設（以下「駅関連施設」という。）を浜田市浅井町**777番地35**に設置する。 （施設） 第2条　駅関連施設に次の施設を置く。 **(1)　観光案内所** **(2)　待合所** **(3)**　〔略〕 **(4)**　〔略〕 （開館時間等及び休館日等） 第3条　駅関連施設の開館時間又は開場時間及び休館日又は休場日は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日若しくは休場日を設けることができる。 **(1)　観光案内所** **ア　開館時間　午前9時から午後6時まで** **イ　休館日　無休** **(2)　待合所** **ア　開館時間　午前7時から午後10時まで** **イ　休館日　無休** **(3)**　〔略〕 **(4)**　〔略〕

浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年浜田市条例第21号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（車線の分離等） 第6条　〔略〕 2～6　〔略〕 7　分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、構造令**第41条**第1項において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。 （自転車道） 第10条　〔略〕 2・3　〔略〕 4　自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、構造令**第41条**第1項において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。 5　〔略〕 （交通安全施設） 第34条　交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、＿＿＿＿＿＿＿＿柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。 （自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路） 第43条　〔略〕 2　〔略〕 3　自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、構造令**第41条**第1項において準用する構造令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。	（車線の分離等） 第6条　〔略〕 2～6　〔略〕 7　分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、構造令**第42条**第1項において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。 （自転車道） 第10条　〔略〕 2・3　〔略〕 4　自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、構造令**第42条**第1項において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。 5　〔略〕 （交通安全施設） 第34条　交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、**自動運行補助施設、**柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。 （自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路） 第43条　〔略〕 2　〔略〕 3　自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、構造令**第42条**第1項において準用する構造令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

現行	改正後（案）
4　〔略〕	4　〔略〕
5　自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条、第5条から第41条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第13条の規定を除く。）並びに構造令**第41条**第1項において準用する構造令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。	5　自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条、第5条から第41条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第13条の規定を除く。）並びに構造令**第42条**第1項において準用する構造令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
（歩行者専用道路）	（歩行者専用道路）
第44条　〔略〕	第44条　〔略〕
2　歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、構造令**第41条**第1項において準用する構造令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。	2　歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、構造令**第42条**第1項において準用する構造令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。
3　〔略〕	3　〔略〕
4　歩行者専用道路については、第3条、第5条から第12条まで、第14条から第41条まで及び第42条第1項の規定並びに構造令**第41条**第1項において準用する構造令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。	4　歩行者専用道路については、第3条、第5条から第12条まで、第14条から第41条まで及び第42条第1項の規定並びに構造令**第42条**第1項において準用する構造令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
〔新設〕	**（歩行者利便増進道路）**
〔新設〕	**第45条　歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。**
〔新設〕	**2　前項の規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要がある**

現行	改正後（案）
〔新設〕	**と認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。** **3　歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。**
（道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合） **第45条**　〔略〕	（道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合） **第46条**　〔略〕
（委任） **第46条**　〔略〕	（委任） **第47条**　〔略〕

浜田市地域定住住宅条例（令和2年浜田市条例第14号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
別表（第2条、第14条関係）	別表（第2条、第14条関係）

現行

名称	所在地	構造	建設年度	戸数	家賃の月額
〔略〕					
市木住宅	浜田市旭町市木3735番地1	木造平家建	平成3年度	1戸	28,000円
大和屋住宅	浜田市弥栄町長安本郷496番地	木造平家建	明治26年度	1戸	30,000円
城北住宅1号棟	浜田市弥栄町木都賀イ821番地25	木造2階建	平成4年度	1戸	23,000円
〔略〕					

改正後（案）

名称	所在地	構造	建設年度	戸数	家賃の月額
〔略〕					
市木住宅	浜田市旭町市木3735番地1	木造平家建	平成3年度	1戸	28,000円
城北住宅1号棟	浜田市弥栄町木都賀イ821番地25	木造2階建	平成4年度	1戸	23,000円
〔略〕					

位　置　図

広域図

三隅171号線
延長　460m
幅員　4.0m～16.4m
三隅中央公園
小野
三隅支所
三隅城跡
三隅町芦谷
三隅町向野田
宮ケ迫
日ノ峠
三隅川
下小原
鹿子谷
栃ノ木
三隅町矢原
土居原
詳細図
松永牧場
振興センター
種村町
三隅町上
矢原

詳細図

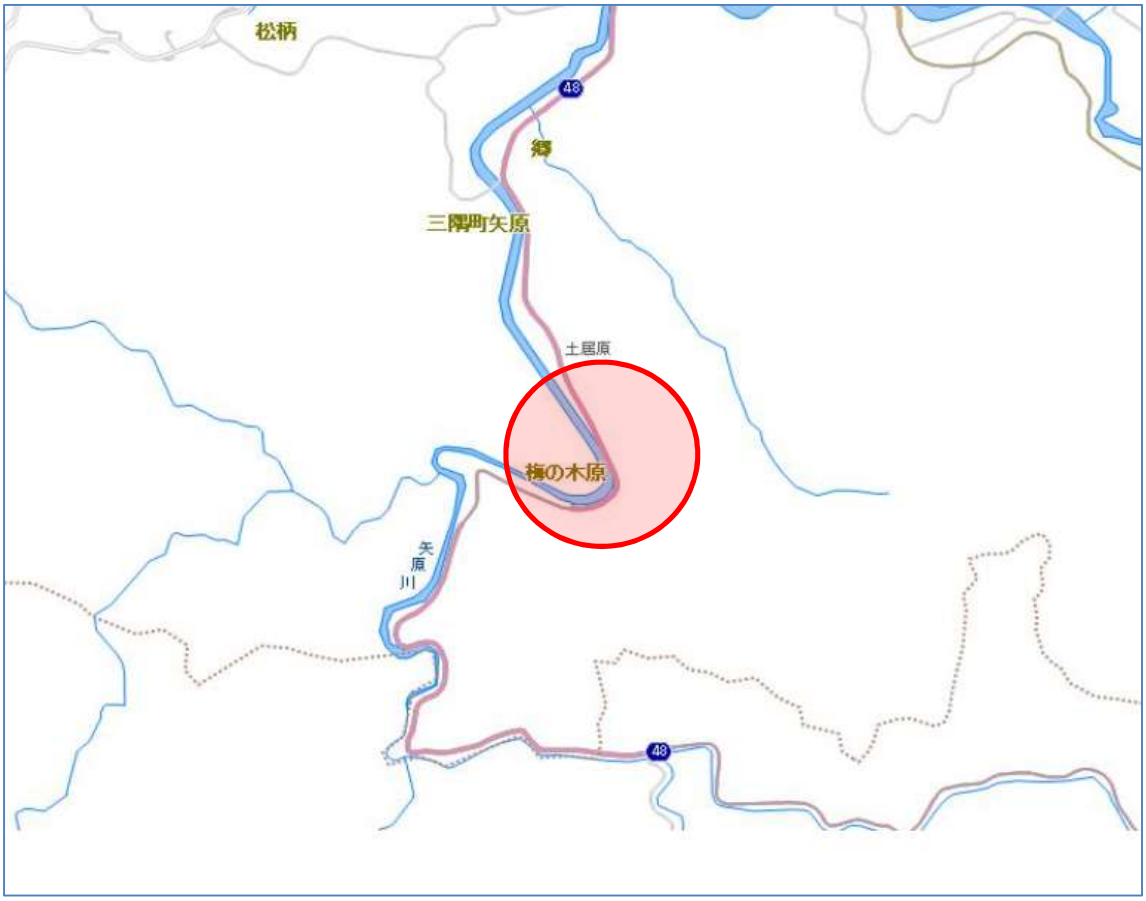
松柄
48
郷
三隅町矢原
土居原
梅の木原
矢原川
48

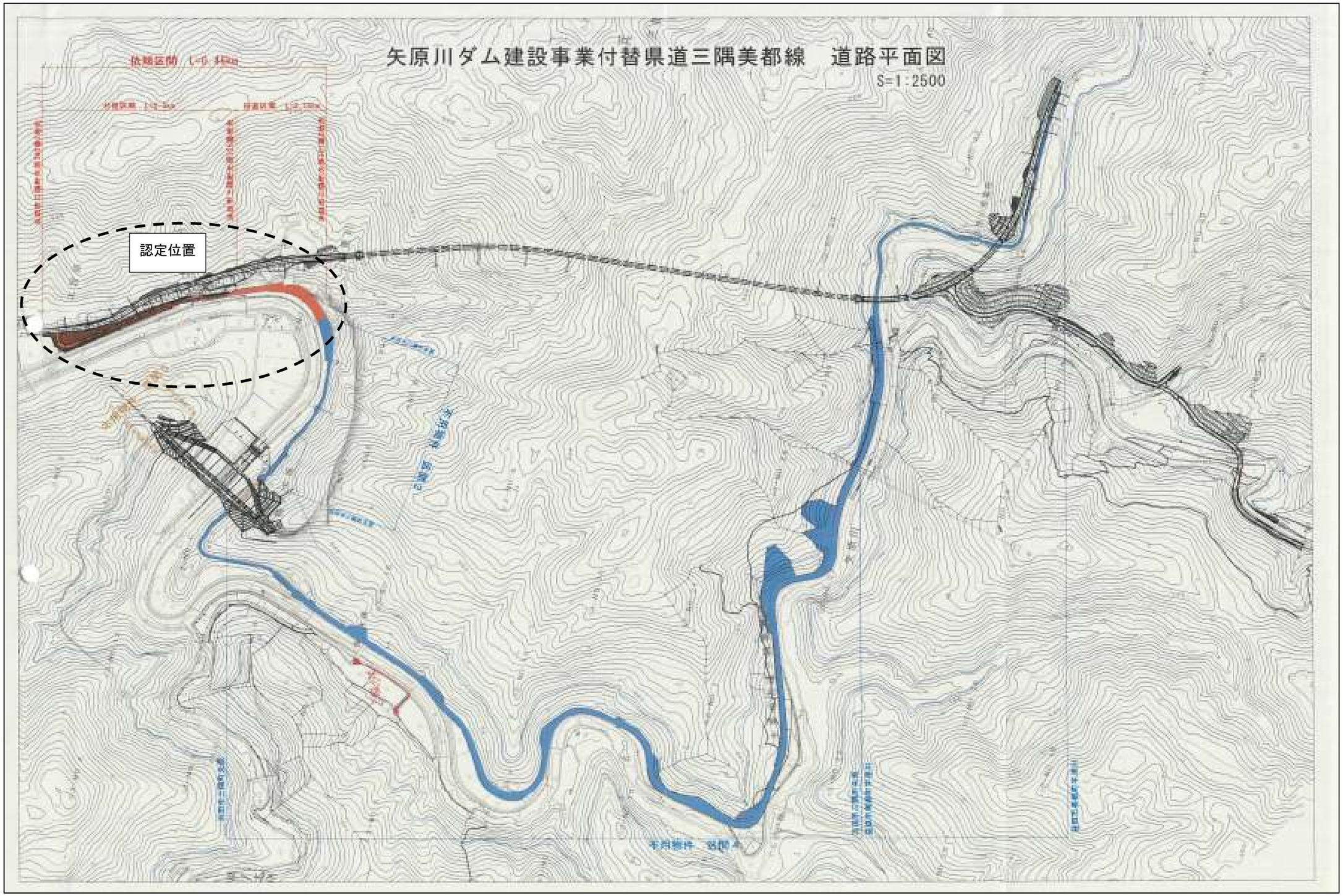
矢原川ダム建設事業付替県道三隅美都線　道路平面図
S=1:2500
認定位置

矢原川ダム建設事業付替県道三隅美都線　道路平面図

S=1：1000

令和３年３月８日
産業建設委員会資料
産業経済部商工労働課

浜田市役所１階の出店に伴う周辺店の状況について

1. 出店支援の目的

新型コロナウイルス感染症の第３波の影響が全国各地で広がり、1月７日には首都近郊の１都３県で緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛の機運が全国的に広がっている。特に、飲食店や小売店等の消費者と対面する業種においては、更なる売上減少等の影響が出てくることが想定されるため、市民ロビー及び東分庁舎前駐車場を一時的に開放し、出店を希望する事業者に対して物販やPR機会を提供し、事業者の継続的な事業活動につなげることを目的とする。

2. 期　間

令和３年１月25日（月）～3月31日（水）の間の平日　12：00～13：00

3. 参加店舗

延べ61店舗（13事業者）　※令和３年２月末現在

4. 周辺店の聞き取り状況

(1) 期日：令和３年２月３日・４日・17日・25日
(2) 聞き取り店舗数：市役所周辺の飲食店13店舗
(3) 聞き取り内容

・コロナウイルスの影響により、売上は２割～5割程度減少している
・4月の緊急事態宣言以降、市内でテイクアウトやデリバリーを行う飲食店が増えたため、その影響を受け来店客や出前の注文が減少している
・はまだ飲食・宿泊応援チケットや県のしまねプレミアム飲食券、Go To Eat食事券の取扱店においては、前年並み以上の売上が確保される月もあったが、2度目の緊急事態宣言が発出された１月以降の売上は低迷している
・市役所売店に影響を聞いたところ、市内飲食店のデリバリーが増えたため、販売量を減らしている
また、1月25日以降はさらに販売数を調整し、売れ残らないよう対応している
・市役所周辺飲食店については、4月以降のコロナの影響による売上減少が続いていることもあり、今回の庁舎１階での弁当販売等の直接的な影響は少ない

5. 対応状況

・市職員へ市内飲食店の積極的な活用をするよう周知している
・一時的な市内事業者の販売・PRの場を提供することを目的としているため、令和３年３月31日で終了予定とする

令和３年３月８日
産業建設委員会資料
所管事務調査
産業経済部水産振興課

はまだお魚市場のグランドオープンについて

1. 仲買棟の準備状況について

・仲買業者は、保健所の営業許可手続きや、現地においては、それぞれ冷蔵庫や水槽などの設置、電話や光回線などの準備を行っている。

・路線バスの運行は、仲買棟オープン日に開始。
（浜田方面８：37～17：15 全９便、周布方面８：55～16：33 全９便）

2. 仲買棟の一部オープンについて

・開所式（関係者のみ）

日　　時：令和３年３月 21 日(日) 11：00～
場　　所：商業棟正面玄関前（雨天時は、商業棟２階フードコート）
出 席 者：浜田市、浜田市議会、指定管理者、仲買事業者、浜田魚商協同組合
PR 関係：浜田市ＨＰ、浜田市観光協会ＨＰ、
指定管理者ＨＰ・ＳＮＳ開設（以下参照）、チラシ配布（別紙参照）
〔指定管理者開設〕
ホームページ　　https://hamadaosakana.com/
インスタグラム　hamada.osakanaichiba

◎マツダスタジアムの看板広告（指定管理者対応）
・サイズ：H1.2m×W5.0m（仕様：ペイント・カッティングシート
・場　所：バックネット裏、内野２階席スタンド附近
・期　間：令和３年３月から１年間

はまだ お魚市場

◎マツダスポンサーページ、
経済レポートの入稿
（広島地区中心の経済情報誌）
（指定管理者対応）

山陰浜田港公設市場
はまだお魚市場
HAMADA OSAKANA ICHIBA

3. グランドオープンの時期について

・新型コロナウイルス感染拡大が収まらない中、国や県の動向やワクチン接種の状況などを見て、指定管理者とも協議の上、決定する。現時点では、夏頃を予定。

山陰浜田港公設市場

はまだお魚市場

HAMADA OSAKANA ICHIBA

2021年3月21日 仲買棟オープン！

商業棟のオープン日は、夏以降を予定しています。

この施設は、旧しまねお魚センターを改修し、
新たな賑わいを創出する拠点としてオープンします。

ここにしかない、とびっきりいいもの。

「はまだお魚市場」で「とびっきりの体験」を楽しんでください。

FLOOR GUIDE フロアガイド

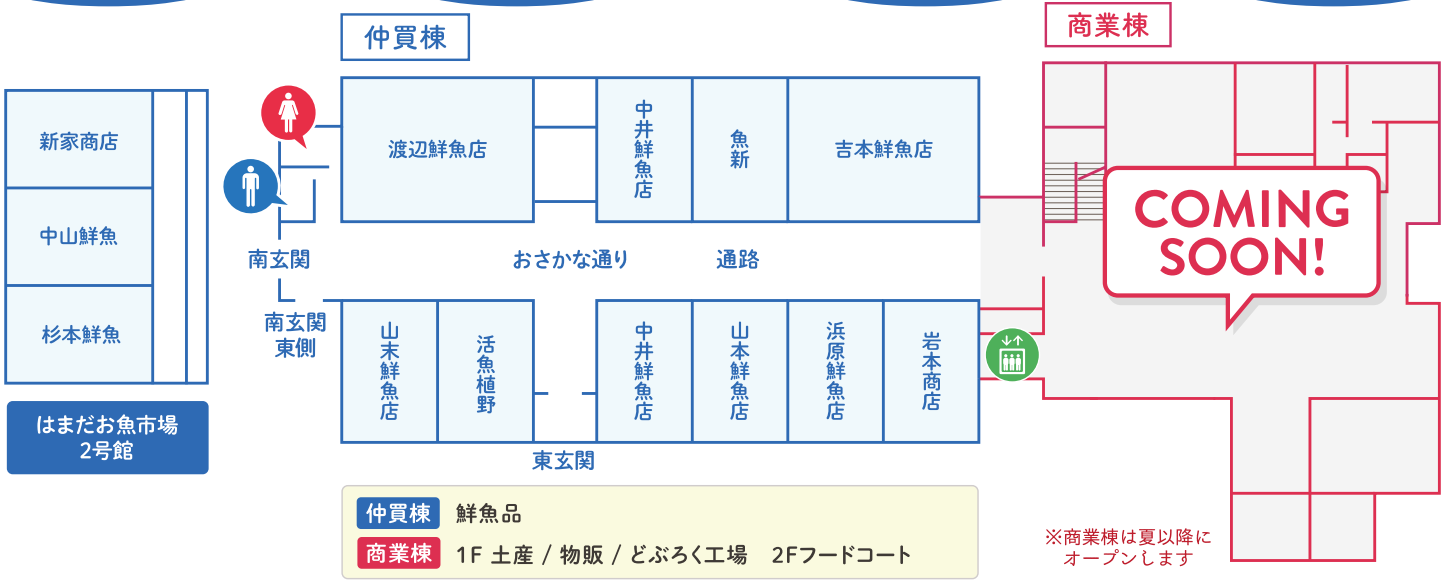

仲買棟 鮮魚品

商業棟 1F 土産 / 物販 / どぶろく工場　2Fフードコート

ACCESS MAP アクセスマップ

住所・電話番号

〒697-0017 島根県浜田市原井町3050-46
電話番号 0855-23-7111

交通機関

駅からのアクセス

» JR山陰本線(米子～益田)／西浜田駅(2.6km)

バス停からのアクセス

» はまだお魚市場バス停(敷地内)
» 石見交通 周布・江津線 新漁港 徒歩2分(110m)
» 石見交通 周布線　商港経由 ひばりヶ丘 徒歩3分(210m)

お車でのアクセス

» 「浜田駅」から 11分(3.8km)
「国道9号」経由
» 「広島IC」から 1時間23分(102km)
「中国横断自動車道/広島浜田線/浜田自動車道」経由
» 「萩・石見空港」から 53分(43.6km)
「国道9号」経由
» 「しまね海洋館 アクアス」から 19分(15.5km)
「山陰自動車道/浜田バイパス/国道9号と国道9号」経由
» 「温泉リゾート 風の国」から 32分(31.9km)
「中国横断自動車道/広島浜田線/浜田自動車道」経由

営業時間

仲買棟／8:00-15:00

休館日

仲買棟／毎週土曜日+市場公休日 ※一部店舗営業あり

今後追加公開される予定の施設案内もお楽しみに

WEBサイトやInstagramで追加コンテンツを要チェック!!

https://hamadaosakana.com/

hamada.osakanaichiba

令和３年３月８日
産業建設委員会資料
産業経済部観光交流課

石見神楽に関する現状について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、活動の制限を余儀なくされている石見神楽団体と、その影響を受けている神楽産業への支援内容について、以下のとおり報告します。

項目	これまでの状況（令和３年２月25日現在）
石見神楽定期公演の開催状況（令和２年度）	市内で開催される石見神楽定期公演の開催状況は以下のとおり ○浜田の夜神楽週末公演（三宮神社）　※毎週土曜日開催 ・公演実施回数：18回（公演中止回数：21回） ・事前予約制や定員（50名）を設け、来場者や神楽団体の検温や体調確認、入場時の手指消毒を行うなど感染防止対策を図りながら実施 ○ゆうひパーク浜田　※毎月第２日曜日開催 ・令和２年３月から公演中止の状態 ○アクアスはっしー広場　※4月～11月の日曜日・祝日開催 ・公演実施回数：17回（公演中止回数：28回） ○いわみ文化振興センター ・令和２年11月１日（日）に一部オープン ・毎週日曜日に石見神楽上演 ・第２・第４土曜日には子ども神楽上演 ・昨年11月、12月で計９回上演（12月20日から新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、当面の間、公演中止）
市内の主要石見神楽大会の開催（中止）状況（令和２年度）	市内で開催予定であった主要神楽大会の開催状況は以下のとおり（いずれの大会も主催者が開催中止を決定） ○令和２年５月16日（土）　交流神楽イン都川（旭） ○同年５月31日（日）　第34回三隅の石見神楽舞い（三隅） ○同年６月13日（土）・14日（日）第８回石見のまんなか神楽市（旭） ○同年６月下旬　第17回なんっと舞いんさる　ほーほーほたる来いまつり（旭） ○同年９月５日（土）　第７回石州神楽祭（浜田） ○同年11月15日（日）　2020日本石見神楽大会（浜田） ○令和３年３月　どぶろくの里弥栄神楽まつり（弥栄） ○同年３月　神楽の里かなぎ共演大会（金城）

［裏面へ］

新型コロナウイルス感染症対策に係る神楽団体等への支援 （令和２年度）	**《石見神楽特別番組制作事業》** 石見神楽の特別番組及び今後の情報発信に活用できる映像を制作し、市民や神楽ファンの神楽鑑賞機会と、神楽団体の支援の一環として上演の機会をつくることを目的とする。【新型コロナウイルス感染症に関する浜田市支援策第３弾】 ○委託事業者：石見ケーブルビジョン株式会社 ○予算額：16,600 千円 ○参加神楽団体：37 団体（不参加神楽団体：15 団体） ○事業内容：市内神楽団体が上演する特別番組の制作。記録映像制作。 ○特別番組：今年 2 月 15 日より、石見ケーブルビジョン「神楽ざんまいアワー」にて放映中（毎日 16：00～17：00 / 23：00～24：00）
	《観光事業者等応援給付金（神楽産業への支援）》 石見神楽の公演機会の大幅な減少に伴い、売上が前年同月比 50%以上減少した神楽産業の事業者（石見神楽面、衣裳、蛇胴製作など）に対し、従業員数に応じて給付金を支給（上限 100 万円）。【新型コロナウイルス感染症に関する浜田市支援策第５弾】 ○対象事業者：平成 22 年度以前に事業を開始し、石見神楽面、石見神楽蛇胴、石見神楽衣裳を製造及び販売している事業者 ○予算額：5,000 千円 ○給付額：定額 500 千円 ※ただし、従業員数（雇用保険の被保険者数と常勤役員の数）に応じて加算あり（上限 1,000 千円） ○申請事業者：8 事業者
既存の神楽団体等への支援	**《日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金》** 市内で活動する神楽団体を対象に、神楽面や衣裳等の用具の取得に要する経費を補助する事業を令和 2 年度から 5 か年の計画で実施。【令和２年度浜田市新規事業】 ○受付期間：令和２年４月 10 日～同年５月８日 ○申請団体数：19 団体　※内１団体取り下げ ○採択団体数：9 団体 ○予算額：16,000 千円（補助金交付決定額：総額 16,448 千円） ※流用分 448 千円については、同事業の次年度以降の予算で調整 ○申請内容：神楽衣裳、蛇胴、蛇頭、太鼓、刺繍幕の新調・更新
	《文化遺産総合活用推進事業補助金》 地域の民俗芸能や伝統行事に用いる用具や衣裳等を修理・新調し、後継者養成等も行う取組に対して補助【平成 29 年度～令和 3 年度浜田市事業（文化庁の文化芸術振興費補助金を活用）】 ○補助対象経費：2,712,000 円 ○補助金の額：2,304,000 円 ○補助金申請団体数及び採択団体数：4 団体 ○申請内容：神楽衣裳、刺繍幕の修繕

令和３年３月８日
産業建設委員会資料
産業経済部広島事務所

広島 PR センターの現状について

令和２年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、広島県で４月中旬に「感染拡大警戒宣言」の発令や 12 月中旬からは「新型コロナ感染拡大防止集中対策」が実施され、県民や事業者に外出機会や出勤割合の削減の要請がされる等、広島ＰＲセンターの誘客活動も影響を受け、誘客実績は令和元年度に比べ大幅に減少しました。

【延べ誘客数】 （単位：人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	計
R1	348	70	231	747	230	293	239	213	147	23	56	2,597
R2	16	4	27	14	158	175	111	40	96	2	0	643
増減	▲332	▲66	▲204	▲733	▲72	▲118	▲128	▲173	▲51	▲21	▲56	▲1,954

【延べ施設利用数】 （単位：人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	計
R1	1,160	202	1,039	2,879	1,319	626	627	467	519	76	255	9,169
R2	64	12	61	28	491	265	212	88	108	4	0	1,333
増減	▲1,096	▲190	▲978	▲2,851	▲828	▲361	▲415	▲379	▲411	▲72	▲255	▲7,836

【延べ宿泊者数】 （単位：泊）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	計
R1	78	70	234	402	53	147	166	102	76	19	0	1,347
R2	16	4	10	14	126	0	13	25	12	0	0	220
増減	▲62	▲66	▲224	▲388	73	▲147	▲153	▲77	▲64	▲19	0	▲1,127

【コロナ過での活動について】

誘客については感染状況を注視し、利用者と受入先双方の意向を聞きながら、少人数の旅行の提案を行うなど、感染防止に配慮した活動を行いました。

利用者との面談が難しい状況の中、電話や手紙を活用し利用者と情報交換を積極的に行い、関係維持に努めました。その中で、コロナウイルス収束後のプラン提案を行うなど、アフターコロナを見据えた活動も行いました。

また、関係人口創出のため、市人会、県人会、誘致企業等に、浜田応援団のＰＲを行い、応援団員の登録者増加に向け取り組みました。

令和３年３月８日
議会産業建設委員会資料
弥栄支所産業建設課

浜田市ふるさと体験村施設の現状について

１　現状の検討状況

(1)　事業や活動内容の整理

番号	事　　業	活　動　内　容
①	地域住民によるイベント、研修等	春祭り、収穫祭、自然観察会等
②	特区認定を受けたどぶろくや果実酒の製造・販売	商品開発･販売、技術開発及び後継者育成等
③	地域の農林産物、加工品等の販売	いぶり香香、ゆずからし、どぶろく等
④	自然環境を活かした宿泊体験	里帰り家族会、がんサロン、グランピング、ソロキャンプ
⑤	地域の女性団体等を通じた田舎料理の継承	宿泊者へのケータリング、保存開発

(2)　関係団体づくり

ア　地元団体の設立状況

４月設立に向け２月より週１回の準備会を開催し、体制や活動内容を検討中

イ　協力団体等とのマッチング（市内全域）

①　弥栄どぶろく振興会

・施設の現状確認と今後の連携について協議

②　果実酒事業者

・扇原茶園と今後の連携について協議（果実酒及び体験）

③　がんサロン

・市内団体及び地元住民より共同提案有り

２　今後のスケジュール（現時点での予定）

令和３年　４月　地元団体設立
　　６月　条例改正議案及び債務負担行為議案（指定管理料）の上程
　　補正予算議案の上程（施設改修費）
　　10月　指定管理仮協定の締結
　　12月　指定管理者の指定議決
令和４年　２月　当初予算議案（指定管理料）の上程
　　４月　施設再開